



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

10月からマイナンバーを通知します

十月から「通知カード」の送付が始まります

本年十月から、十二桁のマイナンバーが記載された「通知カード」(図1)を、住民票の住所に送付します。通知カードは、世帯ごとに転送不要の簡易書留郵便で送付しますので、住民票の住所と、お住まいの住所が異なる方は、お住まいの住所へ住民票を異動してください。

〈図1〉通知カード (イメージ)



マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)は、本年十月から住民票の住所地へ、十二桁のマイナンバー(個人番号)が記載された「通知カード」の送付を開始し、来年一月に本格的な運用がスタートします。しかし「マイナンバーって、いったい何?」「名前は何?」「自分には必要なの?」など、疑問を持つ方がまだまだ多い印象です。今月号では、マイナンバー制度の基礎知識や活用場面と効果、十月から各世帯に向けて送付される「通知カード」の注意点や、「個人番号カード」の申請方法など、マイナンバー制度を安全かつ有効に活用いただくためのポイントについて、お知らせします。



「個人番号カード」の申請受け付けも開始

「個人番号カード」(図2)は、本人確認のための身分証明書として、またe-Tax(国税電子申告・納税システム)などの各種電子申請に使用することができ、個人番号カードの交付を希望する方は、通知カードに同封の申請書に必要事項を記入し、運転免許証などの本人確認書類と必要書類を添えて、市民課、各支

所・市民サービスセンターの窓口で申請してください。同カードの交付は、来年一月以降に郵送で行う予定です。

〈図2〉個人番号カード (イメージ)



そもそも「マイナンバー」って?



マイナンバーは、日本国内に住民票を有する全ての方に1人1つの個人番号を付して、社会保障や税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が、同じ人物の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバー制度が始まるとどうなる?

Q マイナンバー制度にはどのようなメリットがありますか?

行政手続きの簡素化など、大きく3つの効果が期待できます。

①面倒な手続きが簡単に

添付書類が省略できるようになるなど、行政手続きが簡素化され、申請者の負担が軽減します。

②手続きが正確で早くなる

行政機関や市町村などで、情報照会等の作業時間や労力が削減され、手続きがスムーズかつ正確になります。

③給付金等の不正受給の防止

所得や行政サービスの受給状況が把握しやすくなるため、給付金などの不正受給の防止にもつながります。

Q マイナンバーはどんな場面で使われるのですか?

平成28年1月から、社会保障や税、災害対策の行政手続きで、マイナンバーが必要になります。

- 社会保障** 年金、労働、福祉、医療の分野に関する事務
- 税** 確定申告などの書類への記載
- 災害対策** 被災者台帳の作成、被災者生活再建支援金の支給に関する事務など

国勢調査 2015 平成27年国勢調査の調査員が皆さんのお宅を訪問します

行政経営課統計係 ☎22-7411

国勢調査は、平成27年10月1日現在、日本に住んでいる全ての人を対象に行われます。

特に今回は、東日本大震災後初めての調査であり、震災に伴う人口の変化や復興の状況など、本市の実態を把握する上で、極めて重要な調査となります。

調査への理解と協力をお願いします。



みらいちゃん



センサスくん

Point! インターネット回答が可能に

パソコンやスマートフォンなどを使ったインターネット回答が可能です。

9月10日ごろから、調査員が各世帯を訪問し、インターネット回答のための書類を配布しますので、9月20日までに回答をお願いします。

なお、インターネットで回答されなかった世帯には、9月下旬ごろに紙の調査票を配布します。

